

山形医師適正配置委員会規程

（趣旨）

第1条 蔵王協議会部会規程第5条第2項の規定に基づき、山形県における医師の適正配置を協議するため、関連医療施設部会の下に山形医師適正配置委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 蔵王協議会会長
 - (2) 山形大学医学部附属病院長
 - (3) 山形県病院事業管理者 1人
 - (4) 山形大学関連病院会の代表 1人
 - (5) 山形県医師会の代表
 - (6) 山形大学医学部教室員会の代表 1人
 - (7) 山形大学医学部の基礎医学系の教授 1人
 - (8) 山形大学医学部の臨床医学系の教授 2人
 - (9) 医学系研究科先進的医科学専攻に主担当教員として配置された教授 1人
 - (10) 蔵王協議会会長が指名する者 若干人
- 2 前項第7号から第10号までの委員は、蔵王協議会会長が指名する。

（任期）

第3条 前条第1項第7号から第10号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域医療機関(大学を除く。以下同じ。)との人事交流の在り方に関する事。
- (2) 地域医療機関からの医師の人事についての要望への対応に関する事。
- (3) 医師の地域医療機関への転出入に係る審査に関する事。
- (4) 地域医療における医師の適正配置に関する事。
- (5) その他地域医療の質の向上に係る方策に関する事。

2 前項第3号の審査は、転出入に係る全ての医師を対象とし、診療科からの転出入医師異動理由書（別紙様式）に基づき審査を行う。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、蔵王協議会会長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、蔵王協議会の議を経て、蔵王協議会会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月8日から施行する。